

ツキノワグマ管理計画（素案）に対する意見とそれに対する県の考え方

1 募集期間

令和3年12月21日（火）から令和4年1月20日（木）

2 意見の件数

5名、29件

	意見の内容	意見に対する県の考え方
○計画策定の背景及び目的に関すること（1件）		
1	「計画策定の背景」は、P3のように年表式記述でお願いします。	説明文章であり、年表式記述はそぐわないと考えます。
○現状に関すること（1件）		
1	「被害防止対策の実施状況」は、実施箇所、実施領域を地図に図示した資料を掲載すべきと考えます。（以降の施策についても同様）	分布状況など効果的に説明できるデータのみ図示しています。
○第4期計画の評価と課題に関すること（1件）		
1	「錯誤捕獲数は年々増加しており、説明や行政指導による改善効果がみられていない。また、放獣体制が整備できていないことに加え、個体を放獣することに対して市町及び地域との合意形成が進んでいないことから放獣率が低下している。」との事ですが、なぜ「放獣体制が整備できていない」「市町及び地域との合意形成が進んでいない」かの理由の明示無しに「今後の課題」で具体的対応もなしに単に「放獣体制を整備する」「放獣に対する地域理解の強化に努める」としましても説得力がありません。 施策停滞理由と、その理由に対する具体的施策を明示願います。	ご意見を踏まえ理由を追記しました。 具体的な施策については、「9 第5期計画の施策」に明記しています。 なお、放獣体制は、本県では整備されています。
○第5期計画の目標に関すること（2件）		
1	2020年度の捕殺数が400頭を超えており、種としての健全な維持に支障を来すものと思われます。	将来にわたり西中国地域個体群が安定的に存続できるよう、捕獲上限目安値を定めて個体群の維持を図ってまいります。

	生息頭数を一定の数値に収めるのではなく、緩やかな自然増を目指す手法に切り替えることを要望します。	す。
2	県内・県境での森林伐採開発計画を複数耳に致します(大型風力発電計画等)。森林伐採を伴う計画については自然保護課にも速やかに情報が届くような体制を構築願います。	本県では、お示しの体制について、既に構築されております。
○第5期計画の施策に関すること (1件)		
1	捕殺をなるべく少なく防ぐことを願います。	集落周辺への出没を防ぐため、被害防止対策の徹底や生息環境の整備を行う共に錯誤捕獲の防止に努めてまいります。
○その他に関すること (23件)		
1	当該計画(素案)、「第4期」の計画の実施状況・評価・今後の課題の記述ありますものの、それを受けて「第5期」ではどこをどう変更したのか、分かり難いと感じます。 上記内容もっとわかりやすく記述追加変更したほうが良いと感じます。	ご意見について、参考とさせていただきます。
2	本文中、専門用語、行政用語が散見されます。 「語句説明/語句解説」付記願います。	用語解説を追加しました。
3	県のレッドデータブックにおいて、ツキノワグマは2018年の評価の際、絶滅危惧ⅠA類から絶滅危惧Ⅱ類へと引き下げられた。 願わくば再評価されⅠA類に復帰していただきたい。	県のレッドデータブックは、一定期間ごとに見直しを行っており、専門家で構成する、調査専門検討部会の調査結果に基づき、ランク付けをすることとしております。
4	県内で大規模風力発電設備の事業計画があり、阿武町と岩国市の予定地はツキノワグマの分布域と重なっています。分布域での大規模な工事は、ツキノワグマの行動にも影響し、ひいては集落への出没増加に繋がりがかねません。 風力発電事業に係る環境影響評価に対する知事意見では「希少な動植物への直接的な影響はもとより、生息地の分	本計画は鳥獣保護管理法に基づき、農林業等へ影響を及ぼすツキノワグマについて、その生息数を適正な水準まで減少させ、かつその生息地を適正な範囲に縮小させるための管理計画として定めるものであり、法律の位置づけとして開発事業を規制するものではありません。 事業者が大規模な開発事業を行う場合は、環境影響評価法等に基づき、事業者は、

	<p>断や水環境の変化といった動植物の生息・生育環境等への影響が懸念されることから、関係自治体や専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、動植物や生態系への影響を回避又は極力低減すること。」とされています。これらの知事意見が具体化され、実効性を伴った調査、予測、評価が行われ、中国山地の自然環境維持に資する適切な規制が行われるように求めます。</p>	<p>において適正な対応がされると考えております。</p>
5	<p>岩国市錦町は西中国山地に位置し、本州最西端の貴重なブナ林があり、そこには貴重な生き物が生息しています。</p> <p>その貴重な場所に、昨年、西中国ウインドファーム事業が持ち上がり、高さ150メートルを超える巨大風車を30基以上、建設する計画です。</p> <p>巨大な風車建設は、大規模な自然破壊を行うので、開発地のツキノワグマはその場所で生息できなくなり、山を下る事が予想され、農作物や人的被害が増える可能性が非常に高いです。</p> <p>以上の事から、西中国ウインドファーム事業を許可しない、またはその場所を開発しない様、管理計画を有効な内容にして下さい。</p>	
6	<p>県のホームページで、ツキノワグマが環境省によるレッドデータブックに「絶滅のおそれのある地域個体群」として掲載されている保護すべき動物であること、日本の森林生態系の重要な構成種であり、生物多様性の保全の観点から、将来にわたって健全な状態で存続させる必要があることが、県民には伝わりにくいと思います。ツキノワグマの管理がなぜ必要なのか、保護すべき県内の希少野生動植物についてポータルサイトを作るなどして県民への情報発信、広報をさ</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>

	らに工夫していただければありがたいと思います。	
7	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 11 案件実施（1/4 時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は期間不足と考えます。又、本文各所に記述不足があると感じます（前述）。期間の延長、又は期間内提出意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、パブリック・コメントの他に、市町や関係団体等に意見聴取するとともに、学識経験者や関係団体等で構成する審議会に諮問するなど、幅広く県民の皆様や関係者の意見を聞いており、募集期間の延長や再実施は考えておりません。</p>
8	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
9	<p>前述、当案件当時期設定理由への御返答が「県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひ致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
10	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何ら</p>	

	かの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。
11	同様に、「年末年始含んだ際の期間の延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。
12	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。
13	同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。
14	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。
15	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。
16	前述御返答内容に関わらず、11案件集中・期限通常通り1ヶ月での意見募集では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。
17	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理

	由を明示願います。	
18	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（令和3年12月29日の中国新聞、令和4年1月5日の山口新聞「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。大きさについては、各紙面をご確認ください
19	今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。	
20	意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」に、「県行政で意見募集実施中（案件詳細は県ホームページ御確認）」 と言った記述もありませんでした。上記の様な、僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願います。	
21	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。	
22	パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。	県広報誌は年4回の発行となっております。原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。

23	<p>パブリック・コメント（県民意見の募集）は、いずれも募集期間締切 1/20 で募集実施となっている。</p> <p>一方、感染症拡大防止のため、一部の県内自治体の自治体所有施設は臨時休業に入っている。</p> <p>もし、文書閲覧可能施設が一か所であれ臨時休業となっているのであれば、募集期間の延長を実施すべきと考える。</p>	<p>本計画（素案）に係る公開資料の閲覧場所は、いずれも休業しておりません。</p>
----	--	--